

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第4項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年8月10日

【四半期会計期間】 第67期第3四半期(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)

【会社名】 水戸証券株式会社

【英訳名】 Mito Securities Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小林 一彦

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋二丁目3番10号

【電話番号】 03(6739)0310 大代表

【事務連絡者氏名】 財務部長 大槻 剛

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋二丁目3番10号

【電話番号】 03(6739)0310 大代表

【事務連絡者氏名】 財務部長 大槻 剛

【縦覧に供する場所】 水戸支店  
(茨城県水戸市南町二丁目6番10号)

館山支店  
(千葉県館山市北条2207番地)

東松山支店  
(埼玉県東松山市六反町8番地3)

秦野支店  
(神奈川県秦野市寿町1番5号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成24年2月13日に提出いたしました第67期第3四半期(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)四半期報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移

第3 提出会社の状況

3 業務の状況

(3) 自己資本規制比率

3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_を付して表示しております。

## 第一部 【企業情報】

### 第 1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

(訂正前)

回次	第66期 第 3 四半期累計期間	第67期 第 3 四半期累計期間	第66期
会計期間	自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年12月31日	自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年12月31日	自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日
自己資本規制比率 (%)	596.3	594.9	634.0

(訂正後)

回次	第66期 第 3 四半期累計期間	第67期 第 3 四半期累計期間	第66期
会計期間	自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年12月31日	自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年12月31日	自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日
自己資本規制比率 (%)	592.5	591.6	629.2

## 第3 【提出会社の状況】

### 3 【業務の状況】

#### (3) 自己資本規制比率

(訂正前)

区分		前事業年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成23年12月31日)
基本的項目(百万円) (A)		27,502	26,760
補完的項目 (百万円)	其他有価証券 評価差額金(評価益)等		
	金融商品取引責任準備金等	74	74
	一般貸倒引当金		
	計 (B)	74	74
控除資産(百万円) (C)		5,775	5,462
固定化されていない自己資本の額(百万円) (A) + (B) - (C) (D)		21,801	21,372
リスク相当額 (百万円)	市場リスク相当額	424	599
	取引先リスク相当額	<u>281</u>	<u>282</u>
	基礎的リスク相当額	2,732	2,709
	計 (E)	<u>3,438</u>	<u>3,592</u>
自己資本規制比率(%) (D) / (E) × 100		<u>634.0</u>	<u>594.9</u>

(注) 金融商品取引法第46条の6第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」の定めにより、決算数値をもとに算出したものであります。

前事業年度の市場リスク相当額の月末平均額は593百万円、月末最大額は657百万円、取引先リスク相当額の月末平均額は355百万円、月末最大額は413百万円であります。

当第3四半期会計期間の市場リスク相当額の月末平均額は815百万円、月末最大額は1,381百万円、取引先リスク相当額の月末平均額は309百万円、月末最大額は347百万円であります。

(訂正後)

区分		前事業年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成23年12月31日)
基本的項目(百万円) (A)		27,502	26,760
補完的項目 (百万円)	その他有価証券 評価差額金(評価益)等		
	金融商品取引責任準備金等	74	74
	一般貸倒引当金		
	計 (B)	74	74
控除資産(百万円) (C)		5,775	5,462
固定化されていない自己資本の額(百万円) (A) + (B) - (C) (D)		21,801	21,372
リスク相当額 (百万円)	市場リスク相当額	424	599
	取引先リスク相当額	<u>307</u>	<u>302</u>
	基礎的リスク相当額	2,732	2,709
	計 (E)	<u>3,464</u>	<u>3,612</u>
自己資本規制比率(%) (D) / (E) × 100		<u>629.2</u>	<u>591.6</u>

(注) 金融商品取引法第46条の6第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」の定めにより、決算数値をもとに算出したものであります。

前事業年度の市場リスク相当額の月末平均額は593百万円、月末最大額は657百万円、取引先リスク相当額の月末平均額は378百万円、月末最大額は431百万円であります。

当第3四半期会計期間の市場リスク相当額の月末平均額は815百万円、月末最大額は1,381百万円、取引先リスク相当額の月末平均額は333百万円、月末最大額は371百万円であります。